

事 務 連 絡
平成 2 1 年 5 月 1 日

附属学校を置く各国立大学法人担当課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県・指定都市教育委員会総務課
小中高等学校を設置する各学校設置会社の学校担当事務局

御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

新型インフルエンザに関する対応について

メキシコから米国の一部地域等における新型インフルエンザ事例に対応し、WHOは、4月29日に警戒レベルをフェーズ4からフェーズ5に引き上げたところです。引き続き、4月28日付けでお送りした事務連絡に基づき、必要な対策の実施をお願いします。

また4月30日には、外務省から、メキシコ以外で新型インフルエンザ感染が確認されている国にも感染症危険情報が発出され、これらの国に渡航を予定している者に対し注意喚起がなされました。

さらに、政府は、本日、新型インフルエンザ対策本部を開催し、基本的対処方針を改定いたしました。主な改定内容は、水際対策をメキシコ以外の新型インフルエンザ発生国についても実施すること（基本的対処方針二）や国内で患者が発生した場合の措置を追加したこと（基本的対処方針五）です。

貴機関における出張や児童生徒等の海外修学旅行、海外旅行、留学等（実習船による外地寄港を含む。）につきましては、外務省の渡航関連情報にも十分御注意いただき、適切な対応をお願いします。

また、本日、新型インフルエンザの疑いがある患者の届出があったことを踏まえ、国内での発生に備え、児童生徒等に新型インフルエンザの疑いがある場合は、医療機関に直接行くのではなく、まずは最寄りの保健所等に電話等で御相談し、必要に応じて感染症指定医療機関等に受診することについて周知をお願いします。また、児童生徒等に対し、感染の予防に極めて重要なマスクや手洗い、うがい、人混みを避けるといった日ごろからの基本的な備えをすることについて周知をお願いしますとともに、引き続き、正確な情報に基づき冷静な対応をお願いします。

国立大学法人におかれましては、各附属学校に対して、都道府県教育委員会におかれましては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校・各種学校を含む。）、社会教育施設、社会体育施設、文化施設に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては、所轄の学校（専修学校・各種学校を含む。）等に対して周知をお願いいたします。

なお、海外修学旅行については、「海外修学旅行の安全確保について（通知）」（17初

国教第40号) (別添資料参照) において、出発の1カ月前までに、当該修学旅行に関する事項を、文部科学省に提出いただくこととなっておりますが、今般の事情に鑑み、別途、別紙1による実態把握にご協力をお願いいたします。さらに、帰国後、児童生徒及び引率教員等について、新型インフルエンザに罹患した疑いが発生した場合、別紙2により、速やかに文部科学省に提出をお願いいたします。

文部科学省としては、今後とも情報収集及び提供に努めてまいりますので、今後の動向に御注意くださるようお願いいたします。

なお、国内で新型インフルエンザが発生した場合は、「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画」を参照の上、特に、下記の点に留意するなど、学校の臨時休業等の措置が適切に講じられるようお願いいたします。

記

- 1 文部科学省等及び地方公共団体の保健部局等からの臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう、教育委員会、附属学校を置く国立大学法人、私立学校担当の知事部局及び担当者と学校等との連絡網等について確認すること。なお、各学校においても、臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう各家庭との連絡網を確認するよう指導すること。
- 2 児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ患者が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、入院措置等が講じられることから、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請に対して速やかに協力すること。
- 3 学校において、児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ患者が発生したことがわかった場合には、当該学校の設置者は、ただちに発生した地域の都道府県保健部局等に相談するとともに、文部科学省及び都道府県等から発表される情報を踏まえ、臨時休業等の措置が適切に講じられるようにすること。
- 4 都道府県において第1例目の患者が確認されるなどにより、都道府県保健部局等から学校の臨時休業の要請があった場合、学校の設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局等と相談しつつ、臨時休業の開始時期及び対象校等を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。
- 5 学校が臨時休業等の措置を行った際には、学校の設置者は、都道府県教育委員会、都道府県私立学校担当部局等にその旨を報告することとし、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校担当部局は、文部科学省に報告すること(別紙3のとおり)。文部科学省は、都道府県教育委員会等からの報告を取りまとめた上で、全国の都道府県に周知することとしていること。ただし、国立大学附属学校において臨時休業等の措置を行った際には、当該国立大学法人の担当部局は文部科学省に報告すること(別紙3のとおり)。

(参考)

○政府における基本的対処方針（平成21年5月1日決定）（別紙4）

○新型インフルエンザ対策行動計画等（抜粋）（別紙5）

○学校保健安全法（抜粋）（別紙6）

○文部科学省新型インフルエンザ電話相談窓口

対応時間：午前9時～午後6時30分（平日、休日ともに）

電話番号：03-6734-2957

○参考ホームページ

（首相官邸ホームページ）

<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html>

（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

（外務省ホームページ）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

（食品安全委員会ホームページ）

<http://www.fsc.go.jp/>

（農林水産省ホームページ）

<http://www.maff.go.jp/>

（文部科学省ホームページ）

http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

学校保健・その他：スポーツ・青少年局学校健康教育課保健指導係（内2918）

学校給食：スポーツ・青少年局学校健康教育課学校給食係（内2694）

海外修学旅行・高校生留学・帰国児童生徒の受入れ：初等中等教育局国際教育課国際理解教育係（内3562）

国立大学附属学校：高等教育局大学振興課教員養成企画室教育大学係（内3498）

私立学校：高等教育局私学部私学行政課法規係（内2532）

専修学校・各種学校：生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校第一係（内2939）

社会教育施設：生涯学習政策局社会教育課法規係（内2973）

社会体育施設：スポーツ・青少年局企画・体育課施設係（内2672）

文化施設：文化庁文化部芸術文化課推進係（内3163）

新型インフルエンザに関する文部科学省への報告等について

新型インフルエンザに関して速やかな事態の把握と情報伝達を行うため、貴都道府県所轄の学校法人本部及び学校において、児童生徒、教職員等に新型インフルエンザが発生した疑いがある場合など以下に掲げる場合は、速やかに下記の文部科学省私学部連絡先（次ページ2～4）までお知らせいただくとともに、次ページ5の連絡先までFAX又はメールにてご報告ください（なお、原則各学校法人本部や学校はまず都道府県に報告することとなっています。）。

この他に、一般的事項についてご相談がある場合には1の連絡先に、緊急に文部科学省に対する報告がある場合は、次ページ2～4の連絡先にご連絡ください。

<文部科学省への報告事項>

- 所轄の学校法人本部及び学校において、児童生徒、教職員等に新型インフルエンザ患者が発生した疑いがある場合には、①学校法人名及び学校名、②事項を把握した日、③児童生徒・教職員別、④当該患者の状況
- 都道府県保健部局等から学校の臨時休業の要請があった場合には、①学校法人名及び学校名、②要請を受けた年月日及び要請の内容、③要請に対して学校法人及び学校がとる措置
- 学校保健安全法に基づき出席を停止させる場合には、①学校法人名及び学校名、②停止の理由及び停止期間、③停止を指示した年月日、④停止させた児童生徒等の学年別人数
- 新型インフルエンザの影響により、入学者選抜の時期、内容等を変更する場合

文部科学省連絡先

【一般的な事柄】

1. 文部科学省では、「新型インフルエンザ電話相談窓口」を開設しております。一般的な事柄は、こちらをご利用ください。

→ 対応時間 : (平日・休日共に) 午前9時～午後7時
TEL : 03-6734-2957

【文部科学省私学部連絡先】

2. 平日（9：00～18：30）

→ TEL : 03-5253-4111 【文部科学省代表】
(内線2532、2530、2533)

3. 平日（上記時間外）及び休日

→ TEL : 03-6734-2527 【私学部直通（ア）】
03-6734-2616 【私学部直通（イ）】
03-6734-2579 【私学部直通（ウ）】
03-6734-3328 【私学部直通（エ）】

4. 休日中で3. の番号につながらない場合

→ TEL : 03-6734-4755 【私学行政課緊急連絡先（オ）】
03-6734-4756 【私学行政課緊急連絡先（カ）】
03-6734-4757 【私学行政課緊急連絡先（キ）】

5. FAX番号・E-mailアドレス

→ FAX : 03-6734-3395
E-mail : sigakugy@mext.go.jp

※上記連絡先に関するお願い

- 文部科学省私学部連絡先におかけの場合は、「ブタインフルエンザの件で私学行政課に電話をかけた」とおっしゃってください。
- 回線がふさがっており、つながらない場合は、お手数ですが、再度おかけください。
- ブタインフルエンザの件に関して、私学行政課では、約750の法人等を対象として、電話やメールで連絡をしております。上記連絡先も、先般ご登録をお願いした連絡先と当方との緊急かつ確実な連絡を期すべく開設したものです。この趣旨をご理解いただき、所轄の学校法人や学校への回付をご遠慮いただく等、適正なご利用をお願いいたします。
- 都道府県の域内の学校設置会社及びその設置校については、「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画」に基づき、<文部科学省への報告事項>について、都道府県私立学校主管部課に連絡することとなっておりますので、連絡が入った際には、文部科学省にご報告をお願いいたします。